

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨委員長 次に、階猛君。

○階委員 参考人の皆様、本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

国民民主党の階猛と申します。

山本先生にまず二点お伺いしたいんですが、今回、情報取得手続で金融機関から得られる情報の中に私は貸し金庫契約の有無も入れるべきではないかと思っております。実際、貸し金庫に重要な財産が格納されているケースもあって、その引渡し請求権を差し押さえるという必要性も高いのではないかと。そのような議論が法制審議会の中であったのか、あったとすれば、なぜ今回含まれていないのか、その辺を教えてくださいたいのが一点です。

それから、今回、差押禁止債権をめぐる規律の見直しということで、債権については差押えの範囲変更を認めているわけですが、認められているのか、その使い勝手をよくしているわけですが、動産の差押えについては同じような

仕組みというのを設けられなかったのはなぜかということも教えていただければと思います。

○山本参考人 まず第一点でありますけれども、貸し金庫契約の問題でありますけれども、先ほど来申し上げていますように、対象とするについては、一方では、債権者側にとどの程度のこの制度によることの必要性があるのかということ、他方では、第三債務者に対する負担ということが考慮されたということを申し上げました。

私自身、ちよつと、部会での審議、正確に記憶はしていませんけれども、明示的な提案としては恐らくこれはなかったということなんでしょうと思います。ただ、各委員、幹事の御意見の中でそういうものもということがひよつとしたらあったのかもしれない。私自身はその程度の認識です。

今ここで私自身の見解といいますか、それを申し上げるとすると、貸し金庫については、確かに、委員御指摘のとおり、重要なものが入っている可能性もあるわけですが、金融機関から見ても、そもそも何が入っているのかというのはわからないわけですし、あけるまでは確かめるすべもないという状況があつて、それから、実際に差押えが行われている件数というような点から考えても、恐らくは、銀行預金等に比べるとそれは必ずしも多いものではないということがあつて、そういう意味で、債権者側の必要性というものがどの程度あるのかということが必ずしも論証は十分されなかったということがあろうかと思えます。

他方で、銀行預金のデータベースのようなもの

がこの貸し金庫契約について金融機関側でつくられているのかということも問題としてはありそうな感じがします。その点は私自身は事実を認識はしておりませんが、必ずしも、そのあたりで、現段階で貸し金庫にまでこれを及ぼすというところには至らなかつたのかなと。

ただ、もちろん、将来的には、その必要性というものが明らかになってくれば、そこにも拡大していくという余地はあるんだろうというふうに思っています。

それから、第二点ですが、動産について教示の手続をつくらなかつたのはどうかということでも確かに、委員御指摘のように、差押え財産の変更の手続というのは存在をします、存在はしますけれども、現在は、動産執行の大宗は、そもそも差押えできる財産が現場においてないということと終了している場合が私は多いんだろうというふうな認識をしています。

そういう意味では、差押禁止動産の解釈は、現在においてもかなり広い範囲で解釈がされていて、そういう意味では、もちろん、あえてやろうと思えば、執行官がその場に、差押えの現場に行つて、債務者に、こういう制度があります、だから差押え禁止の範囲の拡大をする申立てをするならしてくださいというようなことを教示するという制度は考えられないではないと思えますけれども、現状においては、恐らく、預金等に比べて、そこまでするということをしなければいけないほどの立法事実というか、必要性というものが必ずしも見出

されなかったということかなというふうに思っております。

○階委員 ありがとうございます。

では、合間先生にもお伺いしたいと思えます。

先ほど山尾委員からも取り上げられた点ですけれども、今回の給与債権、勤務先の情報を入手できる資格として、財産犯の被害者が除かれているわけですね。

私も実は、国会議員になったのは十二年前ですけれども、当時も振り込め詐欺の被害が問題になっていました、振り込め詐欺の被害者の救済法というのを議員立法としてつくった経験があるんですね。議員になった一番最初にかかわった議員立法でした。そのときに、やはり、被害者が多数の者であつて、個々に損害賠償請求をしていくのは大変だということで、被害者のお金が振り込まれる口座、これを凍結して、破産手続と同じように、それぞれの被害者の損害賠償額に応じて、案分して、被害金を返していこうみたいなことをやっただけですね。

そうした制度というのは被害者の救済の中で役立つているのかどうかというのが一点お聞きしたいのと、あともう一つは、私もちよつとうる覚えで恐縮なんです、私も被害者支援にかかわつてくる中で、刑事手続に被害者が参加するという仕組みもだんだん拡充されてきて、そういった中で損害賠償について刑事手続の中で和解をできる、被害者側と加害者側、そういう制度もあつたと思ふんですね。その仕組みというのは使い勝手がどうなのか。

きょうのお話からはちよつと離れるんですけども、そうした現行制度の使い勝手とか実際の利用状況などについて、もし今おわかりのことがあれば、その範囲で結構ですので、教えてください。

そこを利用することの方が多いのかなと。損害賠償命令手続もいろいろ、いい点もあるし、悪い面もありますけれども、むしろ、刑事和解よりは、そちらを使つてやつていくというような感触でおります。

以上です。

○合間参考人 合間です。質問をありがとうございます。まず、財産を集めて、特に、集団的なそういう経済犯罪の被害者が、そういう、お金を集めてやるというのはとても役に立っていると思えます。特に、預金を凍結して分配するというのは、こういった形で分配できますよということ、案内も来ますし、結局、最終的に被害者の支援に回つていくという理解で私はいます。

○階委員 ありがとうございます。損害賠償命令にしても、結局、執行は民事執行手続によるわけですから、今回の法改正というのがやはり重要なわけですね。

それから、お尋ねの刑事手続におけるもの、刑事和解というものだと思うんですけども、これは実際にはほとんど使われていません。結局、刑事手続の中で和解をして、その和解のものを調査上に残すというようになると思うんですけども、刑事手続が進んでいる中で和解をするということ、結局、訴外の示談というのがあつて、お金が払われればそれで、特に更に債務名義まで必要になるかということ、今度は長期の分割の話になるので、そういったものが、じゃ、刑事手続が進んでいる中で加害者側と被害者側でできるかということ、なかなか余り事例はないという理解でいます。

○合間参考人 合間です。三上先生からも御指摘があつたとおり、どこまで給与債権の情報を取得する範囲を限るのかというの、やはり難しい問題だとは私も思っています。決して債権者の債権の実現だけが認められていくべきではないということについては、思つていくという前提で申し上げますけれども、やはり、

私自身、一件経験はありますけれども、そんなに使われているわけではなくて、今はやはり、損害賠償命令というのがございますので、刑事手続が終わつた後に、その証拠資料を使つて、その後、民事的なものをやるということがありますので、

財産開示手続をやるということは、かなり呼び出しがあつて、そこに出てというような、まあ出ないかもしれないけれども、そういった手続があつた上でということですので、やはり当然、債務者側というのは警戒しますし、給与債権そのまま差し押さえたから必ずすぐ出てくるかというところ、やはり、先ほど御指摘あつたように、勤務先がかわってしまったりとかということもあるので、できれば速やかにその情報というのは取得できる方がいいと思いますし、三年間の間に勤務先をかえないかと言われると、そんなことはないと思うんですね。今の社会で、ではずっとその同じ場所に勤め続けるかというところ、そういうことの方が少なくなっている時代ですので、やはり少しずつ転職をしていくということもあるもので、できるだけ使いやすい形にしてほしいというのは私の考えであります。

以上です。

**○階委員** 三上先生にもお尋ねしますけれども、第三者からの情報取得の対象となる資産についてなんですけれども、今回の改正案では、預貯金債権とか上場株式や国債といった振替制度の対象資産ということなわけですけれども、先ほどのお話の中で、もっと幅広くやるべきだということをおっしゃっていたと思います。

具体的にはどのような資産を対象として広げるべきなのかということについて教えていただけますか。

**○三上参考人** とりあえず法制審の中で議論されていたものとしては、今回、結論としては、振替

制度の対象となつている株式、社債と信託等に限定するというところにされたわけですけれども、振替制度の対象として取り扱われていない投資信託等の金融資産についてもやはり対象とすべきではないかという議論がされていたところで、最終的には法律案には盛り込まれなかったわけですけれども、それは金融機関の側の体制が整っているかどうかとかそういう技術的な問題だとは思いますが、今後の課題としてはやはりそれも認めさせる方向で考えるべきではないかというふうに思っております。

やはり、債務者が金融資産として投資信託であるとかそういう財産を持つているのにそれを隠して払わないという状態はおかしいと思いますし、法律上の差押え禁止でも何でもありません、債務者を保護するような必要性が全く考えられないような、そういう財産について事実上差押えができない財産になつてしまつていくという状況は改めなければいけないだろうというふうに思います。

また、情報開示という話とは違う話になつてくるかもしれないですけれども、最近でいえば、例えば仮想通貨についての差押えというところについてもきちんとできるように立法的な手当てが必要だと思ひますし、債務者の生活保障のための差押え禁止という趣旨が働かない財産について、法律の不備のために事実上差押えができないようになつてしまつていくという状況は改めていかなければならないだろうというふうに思っております。

**○階委員** きのう私も仮想通貨は対象に含めるべきだということをお話ししたところだったので、

我が意を得たりという感を抱きました。

最後に松浦先生にもお尋ねしたいんですが、最後の方で、子供の所在が、結局、いろいろな隠匿的な手段を使ってわからなくしてしまうようなケースがあつて、それで執行不能になるケースがあるんだというお話なんです、それへの対策として立法府としてこういうことをやるべきだというのがあれば、御教授いただければと思います。

**○松浦参考人** 現場を経験した方とお話ししておりますと、最近では携帯電話をみんな持つておりますので、携帯電話の履歴とか発信履歴とかで所在が突きとめられたら一番効果的ではないかというふうな話はしております。

ただ、それをどのように立法化するのか、仕組みをつくるのかというのは確かに非常に難しく、ハーグの場合は行政機関が、外務省が関与します、国内の執行法の場合は、じゃ、裁判所にそういう令状みたいな命令を出してもらえるのかとか、そういう問題はあつて、難しいんですが、そういう携帯電話で所在が突きとめられる制度だと思ひます。

以上です。

**○階委員** 通信傍受法についてはいろいろ私は微妙な問題があると思つていまして、参考までに伺つておきます。

きょうは、ありがとうございました。